

第7章 バリアフリー化事業計画の概要

バリアフリー化推進に係る基本理念と基本方針及び山科地区の課題・問題点を踏まえ、今後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会などが山科地区において実施していくバリアフリー化事業の計画概要を示します。

ここに示す事業計画は、

特定事業計画

特に必要性・緊急性の高い事業として、移動円滑化基準に適合させて、原則として、平成22年までに事業を完了させる3つの特定事業（公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業）の計画

特定事業以外の事業計画

特定事業に併せて一体的に進めていく事業として、長期的な施策も含め、取組を進めていく事業の計画

に区分し、その概要を示しています。目標年次については、

短期

平成15年から18年の間に事業を完了させることを目標とするもの

中期

平成15年から22年の間に事業を完了させることを目標とするもの

長期

事業実施時期は明らかでないが、できる限り早期に実施するよう努めるとともに、長期的な取組も進めていくもの

に区分しています。

なお、特定事業については、山科地区基本構想策定後、公共交通事業者、京都市の道路管理者、京都府公安委員会が、それぞれ山科地区基本構想に即した具体的な事業計画を定め、事業を実施していきます。このうち、道路特定事業計画と交通安全特定事業計画については、公表します。

1 山科駅のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

鉄道事業者が、山科駅や周辺にある鉄道事業者が管理する施設（ロータリーなど）においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 利用動線

(ア) JR山科駅におけるエレベーター、エスカレーターの設置

長年の課題であるJR山科駅の改札口からホームに至る経路にエレベーター、エスカレーターを設置することを最優先課題として、公共交通特定事業に位置付けて事業実施を図ります。

(イ) JR山科駅におけるスロープの改善

JR山科駅の改札口から地下通路に至る経路にある急勾配のスロープについて、エレベーター、エスカレーターの設置に併せて改善を図ります。どのような改善が可能かについては、今後検討を進めます。

イ 情報案内設備

(ア) 地下鉄山科駅における点字ブロックの敷設

地下鉄山科駅において、エレベーター、トイレへの誘導ブロックとエスカレーター乗降部の警告ブロックを、公共交通特定事業に位置付けて敷設します。

(イ) 地下鉄の改札口における方向音声案内の検討

地下鉄の改札口における改札外施設の方向を示す音声案内について、実現に向けて検討を進めます。

(ウ) 案内表示や緊急情報表示の在り方の検討

上記の(ア)(イ)以外の山科駅やロータリーにおける統一性、連続性のある案内表示の在り方や、災害などの非常時における特に聴覚障害のある人に対する緊急情報表示の在り方について、今後、道路管理者などを含めた関係事業者間で連携して検討を進め、事業実施の環境が整ったものから順次整備していきます。

ウ 利便設備

(ア) JR山科駅における車いす対応型トイレの設置

3駅のうち唯一車いす対応型になっていないJR山科駅のトイレをエレベーター、エスカレーターの設置に併せて改善することとし、公共交通特定事業に位置付けて、新たに車いす対応型トイレを設置します。

(イ) 身体に障害のある人などへの理解を促すための表示の在り方の検討

車いす対応型トイレにおける「どなたでも利用できます」の表示の是非など、身体に障害のある人などへの理解を促すための表示の在り方について、案内表示や緊急情報表示の在り方の検討に併せて、関係事業者間で連携し、検討を進めます。

エ 個別設備

(ア) 車いす対応型券売機の導入の検討

車いす対応型券売機（十分な下部スペースの確保など）については、現在、機器開発の検討段階であるため、今後の開発状況などを踏まえ、券売機の更新時等においては、積極的に車いす対応型券売機を導入すべく検討を進めます。

(イ) 料金表や路線図の在り方の検討

より分かりやすい料金表や路線図の在り方について、案内表示や緊急情報表示の在り方の検討に併せて、関係事業者間で連携し、検討を進めます。

オ その他

上記以外の現地踏査の分科会などで提起された様々な課題・問題点について、どのように対応していくのかについての基本的な考え方を示します。

(ア) 公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討

JR山科駅のホームにおける電光表示板の設置位置の改善など、提起された様々な課題・問題点について、今後、公共交通特定事業計画を作成する中で検討を進め、公共交通特定事業に併せてできる限り多くの設備の改善を図るよう努めます。

(イ) 各鉄道事業者における全駅共通の課題の検討

ホームにおけるトイレの設置やホームと車両の乗降口との段差や隙間の縮小など、山科駅以外の駅にも共通の課題となっているものについては、各鉄道事業者において、長期的な事業経営の中で検討を進めます。

(ウ) 京阪電鉄踏切の拡幅の検討

山科駅前にある京阪電鉄踏切を少しでも拡幅できないかについて、関係機関と連携し、検討を進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

山科駅における公共交通特定事業計画の概要を表 9 に、公共交通特定事業以外の事業計画の概要を表 - 10 に示します。

表 - 9 山科駅における公共交通特定事業計画の概要

駅名	事業内容	事業主体			目標年次		
		J R 西日本	京 阪 電 鉄	京都市 交通局	短 期 (H15~18)	中 期 (H15~22)	長 期 (H15~)
J R 山科駅	改札口からホームに至るエレベーターの設置(3基)						
	改札口からホームに至るエスカレーターの設置(上り2基, 下り2基)						
	車いす対応型トイレの設置(男女別計2箇所)						
地下鉄山科駅	点字ブロックの敷設(7箇所)						

表 - 10 山科駅における公共交通特定事業以外の事業計画の概要

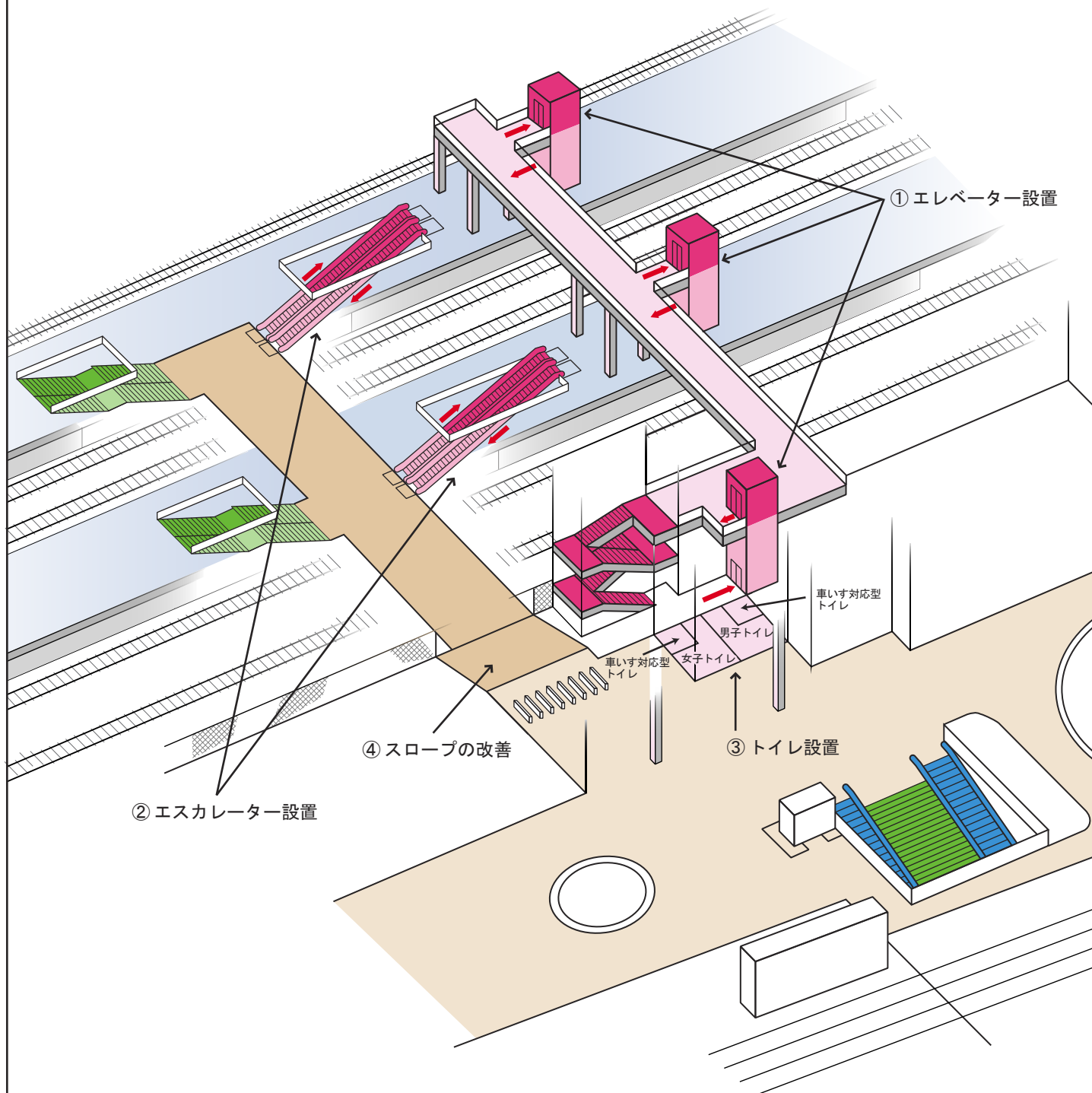
駅名	事業内容	事業主体			目標年次		
		J R 西日本	京 阪 電 鉄	京都市 交通局	短 期 (H15~18)	中 期 (H15~22)	長 期 (H15~)
J R 山科駅	改札口から地下通路に至るスロープの改善						
地下鉄山科駅	改札口における方向音声案内の検討						
3 駅 共 通	案内表示や緊急情報表示の在り方の検討						
	身体に障害のある人などへの理解を促すための表示の在り方の検討						
	車いす対応型券売機の導入の検討						
	料金表や路線図の在り方の検討						
	公共交通特定事業に併せた様々な設備の改善の検討						
	各鉄道事業者における全駅共通の課題の検討						
そ の 他	京阪電鉄踏切の拡幅の検討		注)				

注) 関係機関と連携

山科駅のバリアフリー化事業計画の主なものを図 - 9 , 図 - 10 に示します。

図-9 山科駅のバリアフリー化事業計画（JR山科駅）

注) 特定事業以外の事業を含む

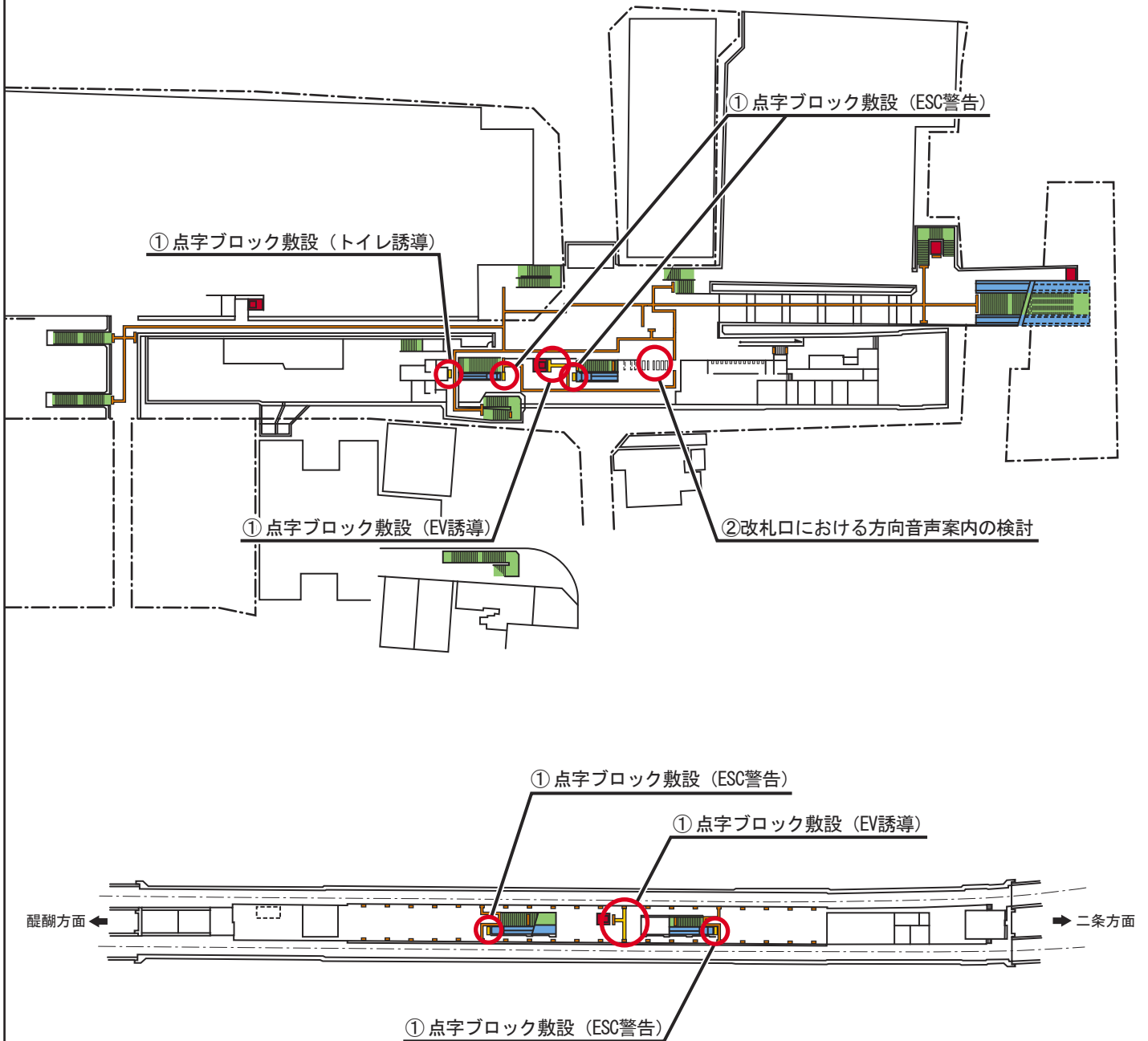


JR西日本山科駅の改善計画

- ① エレベーター設置 ・ (3基)
- ② エスカレーター設置 ・ (4基：上り下り各2基)
- ③ トイレ設置 ・ (2箇所：男女別)
- ④ スロープの改善 ・ (1箇所)

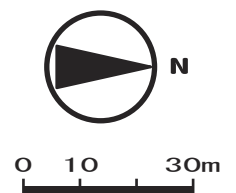
図-10 山科駅のバリアフリー化事業計画（地下鉄山科駅）

注) 特定事業以外の事業を含む



地下鉄山科駅の改善計画

- ①点字ブロック敷設・ (7箇所)
- ②改札口における方向音声案内の検討・ (1箇所)



2 車両のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

鉄道事業者や路線バス事業者が、山科駅を発着する鉄道車両と路線バス車両のバリアフリー化を推進していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 鉄道車両

車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両を購入するとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討していきます。

イ 路線バス(京阪バス)

公共交通特定事業として、車両の更新時に、車いす利用者の円滑な乗降が可能であるなどの移動円滑化基準に適合した車両を購入することによって順次バリアフリー化を図り、平成22年を目標に、主に山科駅を発着する車両の25%をワンステップバスにします。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

京阪バスの公共交通特定事業計画の概要を表-11に示します。

表-11 京阪バスの公共交通特定事業計画の概要

事業内容	目標年次		
	短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
主に山科駅を発着する車両の25%をワンステップバスとする			

<参考> 京阪バス車両の更新計画

年次	総車両数	ワンステップバスの車両数	ワンステップバスの割合
平成14年度末 (2002年度末)	81台	9台	11%
平成15年度末 (2003年度末)	81台	12台	15%
平成22年末 (2010年末)	-	-	25%

3 道路のバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

京都市の道路管理者が、重点整備地区内の道路においてバリアフリー化事業を実施していくに当たっての基本的な考え方を示します。

ア 特定経路

特定経路（駅前広場を含む）においては、道路特定事業として、段差、勾配の改善をはじめとするバリアフリー化事業を重点的に実施します。

歩道幅員が狭小な区間である山科竹鼻緯3号線（通称：渋谷街道）においては、必要な用地を確保することを基本として、歩道を拡幅します。

イ 準特定経路

特定経路を補完する準特定経路である府道小野山科停車場線（通称：醍醐街道）においては、特定経路と連続したバリアフリー化を図れるよう、歩車共存道路としての整備の検討を進めます。

ウ 特定経路，準特定経路以外の道路

駅周辺に居住する市民の山科駅へのアクセス経路の確保や地区の居住環境整備などの観点から、重点整備地区内のその他の道路について、交通バリアフリー以外の施策を含め、できる限り一体的にバリアフリー化を図れるよう、歩行者優先策の検討などを進めます。

エ その他

道路特定事業の具体的な内容については、今後、市民の意見を聴きながら検討を進め、平成15年度末を目標に道路特定事業計画を定めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

山科地区における道路特定事業計画の概要を表-12に、道路特定事業計画以外の事業計画の概要を表-13に示します。

表-12 道路特定事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次		
			短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
特定経路	府道渋谷山科停車場線 駅前広場を含む。 外環状線	段差，勾配の改善			
	渋谷街道 (山科竹鼻緯3号線)	段差，勾配の改善 歩道の拡幅			
特定経路	府道四ノ宮四ツ塚線	段差，勾配の改善			

表 - 1 3 道路特定事業以外の事業計画の概要

経路	路線	事業内容	目標年次		
			短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
準特定経路	醍醐街道 (府道小野山科停車場線)	歩車共存道路としての整備の検討			
-	重点整備地区内の その他の道路	歩行者優先策の検討			

道路のバリアフリー化事業計画を図 - 1 1 に示します。

4 信号機などのバリアフリー化事業計画の概要

(1) 事業計画の基本的考え方

京都府公安委員会が、交通安全特定事業として、特定経路において高齢者や身体に障害のある人などの安全で円滑な移動を確保するため、次のような施策を進めます。

ア 信号機の整備

視覚障害のある人などの安全な横断を確保するため、付近住民などの意見を聴きながら、歩行者用信号灯器及び視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置などに努めます。

イ 交通規制の実施・見直し、道路標識・標示の整備

横断歩道の設置、一時停止などの交通規制を実施するとともに、見やすく分かりやすい道路標識・標示の設置に努めます。

ウ 違法駐車対策の推進

歩道、横断歩道、バス停留所などにおける違法駐車への指導・取締りを推進するとともに、関係機関・団体などと連携して、違法駐車防止についての広報・啓発活動に努めます。

エ その他

交通安全特定事業計画は、平成15年度末を目途に定めませんが、道路特定事業の実施状況と密接に関連することから、同事業計画との整合性を図りながら順次進めます。

(2) バリアフリー化事業計画の概要

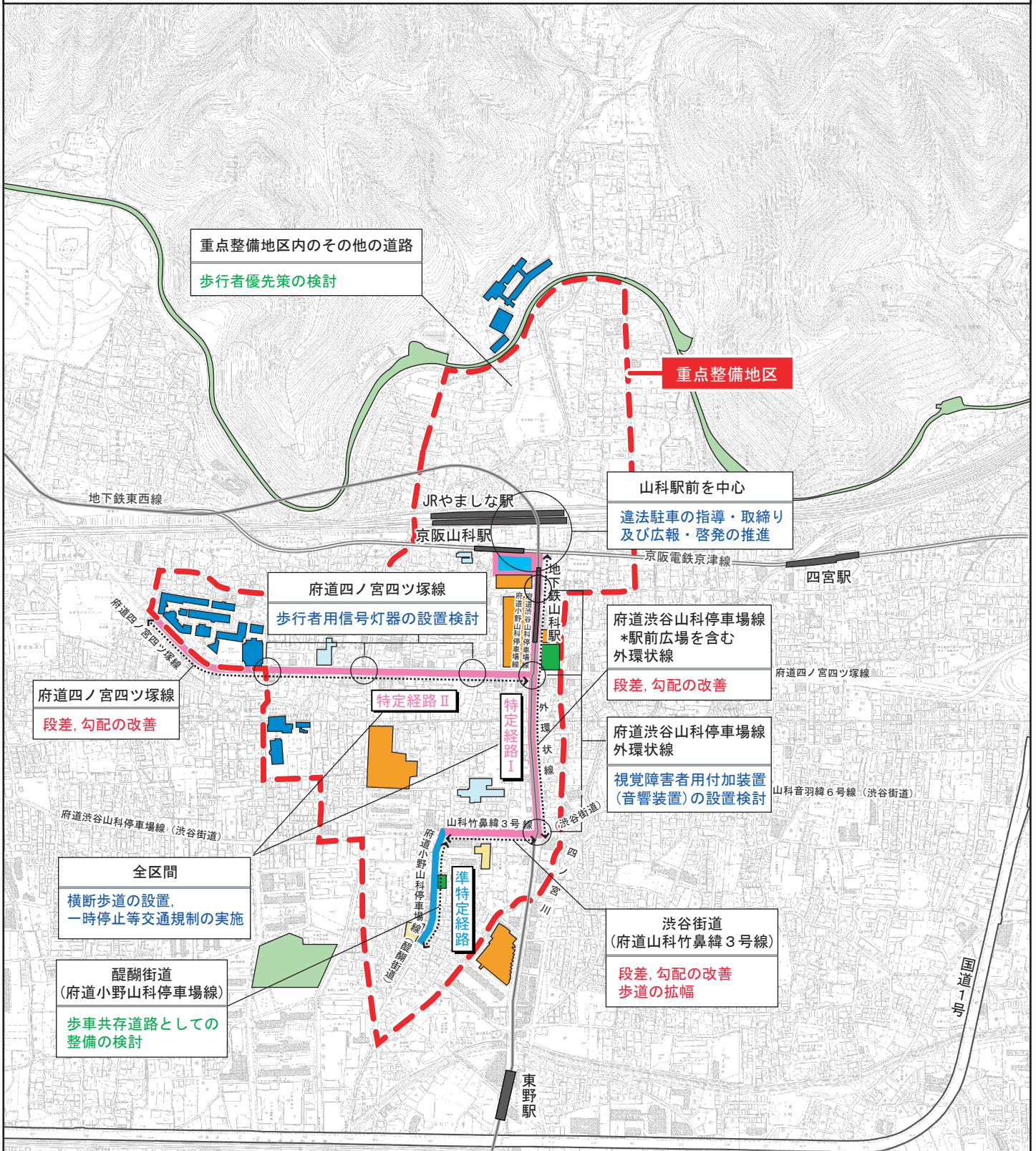
山科地区における交通安全特定事業計画の概要を表 - 1 4 に示します。

表 - 1 4 交通安全特定事業計画の概要

経路	路線等	事業内容	目標年次		
			短期 (H15~18)	中期 (H15~22)	長期 (H15~)
特定経路	府道渋谷山科停車場線 外環状線	視覚障害者用付加装置 (音響装置)の設置検討			
特定経路	府道四ノ宮四ツ塚線	歩行者用信号灯器の設 置検討			
特定経路	全区間	横断歩道の設置,一時停 止等交通規制の実施			
	山科駅前を中心	違法駐車 の指導・取締り 及び広報・啓発の推進			

信号機などのバリアフリー化事業計画を図 - 1 1 に示します。

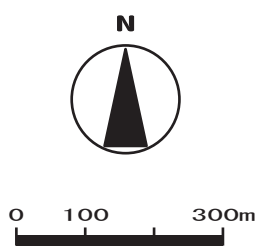
図-11 道路及び信号機などのバリアフリー化事業計画



- 凡例 (主要施設)
- 旅客施設 (鉄道)
 - 官公庁施設
 - 福祉施設
 - 医療施設
 - 教育施設
 - 文化・レクリエーション施設等
 - 都市公園・緑地
 - 商業施設

- 凡例
- 重点整備地区
 - 特定経路
 - 準特定経路
 - 駅前広場

- 道路特定事業計画
 道路特定事業以外の道路の事業計画
 交通安全特定事業計画



5 ソフト施策の概要

(1) ソフト施策推進の基本的考え方

バリアフリー化された施設や設備が有効かつ適切に機能するようにするために、バリアフリー化設備に関する適切な情報提供を行うとともに、市民が高齢者や身体に障害のある人などに対する理解を深め、手助けなどの積極的な協力を行うことのできる環境を整備するため、行政機関、公共交通事業者、市民などが互いに連携したソフト施策を展開し、国民全ての責務である「心のバリアフリー」を推進していきます。

具体的には、公共交通事業者の長期的施策である「身体に障害のある人などへの理解を促すための表示の在り方の検討」などを進めるとともに、既に展開されている様々なソフト施策をより一層推進していきます。

(2) ソフト施策の概要

今後、継続的に取り組んでいくソフト施策の具体例を表 - 15 に示します。

表 - 15 ソフト施策の具体例

ソフト施策の内容	ソフト施策の具体例
バリアフリー化設備に関する情報の収集・提供	インターネットを活用した駅などのバリアフリー状況に関する情報提供 (京都市や公共交通事業者のホームページなど)
	バリアフリーマップの作成・提供 (駅のバリアフリー化状況、車いすで行ける観光施設など)
市民への「心のバリアフリー」に関する啓発、学習機会の提供	高齢者や障害のある人の介助に関する啓発、高齢者や障害のある人とのふれあいの場の設置など
	駅などにおける介助体験、疑似体験など
学校教育における福祉教育の充実	高齢者や障害のある人との交流や介助体験、疑似体験などによるボランティア意識の醸成、心のバリアフリー化
公共交通事業者によるバリアフリーに関する職員研修、マニュアルの整備	接客サービスマニュアルの作成
	高齢者や身体に障害のある人へのサポート教育
	介助体験、疑似体験などによる訓練、研修
公共交通事業者による利用者への啓発	身体に障害のある人などへの理解を促すための表示の在り方の検討
違法駐車・駐輪等の防止	違法駐車・駐輪・看板類の設置等高齢者等歩行者の円滑な移動を阻害する行為の防止に関する広報、啓発活動
高齢者や障害のある人の利便性の向上に資する施策の促進、検討	ICカードシステム導入の促進
	聴覚障害のある人のための公衆ファックスの配備の検討など